

# 第3回上越市自立支援協議会

## 次 第

〔 とき 令和2年2月21日（金）  
10：00～11：00  
ところ 市民プラザ第4会議室 〕

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

(1) 地域生活支援拠点等運営事業者との意見交換会について

・・・・・・資料1

(2) 専門部会における検討結果について

(3) 活動報告書（案）について

・・・・資料2、3

(4) 上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の

策定について

・・・・資料4～8

(5) 障害福祉に係る事業の見直しについて

・・・・・・資料9

(6) 意見交換

### 4 その他

### 5 閉会

令和2年2月21日(金)
第3回自立支援協議会資料1
健康福祉部福祉課

## 地域生活支援拠点等運営事業者との意見交換会について

### 1 目的

指定から一定期間が経過したことから、各法人の運営状況や課題等について情報共有するとともに、各法人間の連携を強化することを目的に開催したものである。

### 2 開催日時

令和元年10月23日(水) 10:00~11:00

### 3 会場

上越市役所 401 会議室

### 4 参集者

- ・ 地域生活支援拠点等運営事業者 3 法人  
※ 社会福祉法人上越市社会福祉協議会、社会福祉法人上越福祉会、  
特定非営利活動法人大杉の里
- ・ 市福祉課

### 5 主な意見

- ・ 拠点としての実績はあまりない。今後拠点についてもっと周知していく必要があるのかもしれない。
- ・ 緊急短期入所に複数の事業所で居室を確保しているが、どの事業所を利用できるかは当日にならないと分からないため、緊急短期入所を利用したことがない人や特定の事業所しか利用したことがない人などについては、体験利用を促進していきたい。
- ・ 緊急時の対応が想定される人の洗い出しや、障害特性などを記載する情報共有シートの作成など、拠点としての機能を担うための取組を進めている。
- ・ 拠点に指定された法人間の連携体制を構築していきたい。こうした情報共有の場があることはありがたい。

### 6 今後について

- ・ 令和2年度版の「障害福祉ハンドブック(4月頃発刊予定)」に拠点に関するページを追加し、市民への周知を進める。
- ・ 定期的に意見交換会を開催する。

令和2年2月21日(金)
第3回自立支援協議会資料2
健康福祉部福祉課

**【令和元年度】**  
**上越市自立支援協議会**  
**活動報告書**  
**(案)**

令和2年 月

# 目次

<b>1 全体会議</b> .....	<b>P 1</b>
(1) 開催概要 .....	P 1
(2) 委員名簿 .....	P 2
(3) 主な協議内容 .....	P 3
<b>2 子どもの居場所検討部会</b> .....	<b>P 4</b>
(1) 開催概要 .....	P 4
(2) 委員名簿 .....	P 5
(3) 主な協議内容 .....	P 6
<b>3 重心・医療ケア部会</b> .....	<b>P 7</b>
(1) 開催概要 .....	P 7
(2) 委員名簿 .....	P 8
(3) 主な協議内容 .....	P 9

# 1 全体会議

## (1) 開催概要

今年度は、全体会議を3回開催しました。日時や主な議題等は次のとおりです。

第1回	日 時	令和元年6月10日(月) 13:30~14:50
	会 場	上越市役所401会議室
	出席者	委 員:13人 市(事務局):6人 傍 聴 人:3人
	主な議題	① 協議会の運営について ② 地域生活支援拠点等について ③ 意見交換

第2回	日 時	令和元年9月12日(木) 10:00~11:03
	会 場	上越市役所401会議室
	出席者	委 員:12人 市(事務局):4人
	主な議題	① 地域生活支援拠点等運営事業者の指定状況について ② 専門部会について ③ 意見交換

第3回	日 時	令和2年2月21日(金) 10:00~11:00
	会 場	市民プラザ第4会議室
	出席者	委 員:14人 市(事務局):4人
	主な議題	① 地域生活支援拠点等運営事業者との意見交換会について ② 専門部会における検討結果について ③ 活動報告書(案)について ④ 上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について ⑤ 障害福祉に係る事業の見直しについて ⑥ 意見交換

## (2) 委員名簿

(敬称略)

	区分	氏名	所属	備考
1	相談支援を行う事業者	田原早苗	上越障害者相談支援事業所主任 (圏域相談員)	
2		平原朝子	障害児(者)相談支援センターかなや 課長(圏域相談員)	
3		難波祐子	障害者就業・生活支援センターさくら 所長	
4	障害福祉サービスを行う事業者	片桐友紀	社会福祉法人みんなでいきる 障害福祉事業部長	会長
5		高橋輝雄	社会福祉法人上越あたご福祉会 特別養護老人ホーム 直江津愛宕の園 施設長	
6	保健及び医療関係者	福山卓	上越地域医療センター病院事務長	副会長
7		石田光	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター療育指導室長	
8	就労及び雇用関係者	飯田恭子	上越公共職業安定所 統括職業指導官	
9	教育関係者	渡部明子	新潟県立上越特別支援学校教諭	
10	障害者又は障害者団体関係者	藤田宏詮	上越心身障害者福祉団体連合会長	
11		川澄陽子	上越心身障害者福祉団体連合会理事	
12	学識経験者	田口玲子	新潟県立看護大学准教授	
13		飯塚俊子	上越地域振興局健康福祉環境部参事・ 地域保健課長	
14	その他市長が必要と認める人	井部佐恵子	上越市民生委員児童委員協議会 連合会 理事	
15		山川美香	保護者	

### (3) 主な協議内容

#### 【概要】

- 全体会議では、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、原則、①「相談」、②「緊急時の受け入れ・対応」、③「体験の機会・場」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」の5つの機能を備えた地域生活支援拠点等について、その運営方法等に係る意見交換を行うことで、地域の実情を踏まえた運営機能の強化・充実につなげることにしました。
- また、専門部会からの報告を含め、協議会における議論結果を活動報告書として取りまとめることにしました。
- 来年度の「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に向けて、「上越市障害者福祉計画」に基づく取組の進捗状況等を確認し、意見交換を行いました。

#### ① 地域生活支援拠点等について

第1回会議において、地域生活支援拠点等運営事業者の募集について、事務局から説明を行いました。

また、第2回会議において、事務局から地域生活支援拠点等運営事業者の指定状況について、報告を行いました。

委員の皆様からは、「それぞれの強みを生かし、地域生活支援拠点等運営事業者同士が更に連携していくことで、より良い取組になると思う」といったご意見や「障害福祉サービスを提供している現場の職員の意見を聞く機会を設け、今後の方向性等を議論すべきではないか」といったご意見などをいただきました。

#### ② 専門部会について

第1回会議において、今年度は、「子どもの居場所検討部会」と「重心・医療ケア部会」の2つの専門部会を設置することが承認されました。

第2回及び第3回会議において、専門部会での議論の状況について、事務局から報告を受けました。

#### ③ 「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定について

第3回会議において、現計画に基づく取組の進捗状況等について、事務局から報告を受け、来年度の「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に向けて、意見交換を行いました。

## 2 子どもの居場所検討部会

### (1) 開催概要

今年度は、会議を3回開催しました。日時や主な議題等は次のとおりです。

第1回	日 時	令和元年8月23日(金) 14:00~15:20
	会 場	上越市役所301会議室
	出席者	委 員:7人 市(事務局):2人
	主な議題	① 部会での取組について ② 「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」骨子について ③ 特別支援学校における放課後等デイサービスの実施可能性について ④ 意見交換

第2回	日 時	令和元年10月29日(火) 9:00~10:02
	会 場	上越市役所301会議室
	出席者	委 員:6人 市(事務局):2人
	主な議題	① 「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」素案について ② 特別支援学校における放課後等デイサービスの実施可能性について ③ 意見交換

第3回	日 時	令和2年1月28日(火) 9:30~10:30
	会 場	上越市役所401会議室
	出席者	委 員:6人 市(事務局):2人
	主な議題	① 「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方(案)」について ② 活動報告書(案)について ③ 意見交換



## (2) 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属	備考
1	田原早苗	上越障害者相談支援事業所主任（圏域相談員）	
2	山川美香	保護者	
3	片桐友紀	社会福祉法人みんなでいきる 障害福祉事業部長	部会長
4	町田陽子	放課後等デイサービスまた明日管理者	
5	小林秀樹	新潟県立高田特別支援学校教頭	
6	八木弘幸	市こども課企画管理係長	
7	小林精子	市学校教育課副課長	

### (3) 主な協議内容

#### 【概要】

- 子どもの居場所検討部会では、子どもの健全な育成を促進するとともに、サービス利用の適正化を図るため、放課後児童クラブとの役割分担を明確にしながら、放課後等デイサービス利用のルール作りを進めることとしました。
- また、市が放課後等デイサービスの最終的な利用回数の決定を行っていることを踏まえ、特別支援学校における放課後等デイサービスの実施可能性についても検討を行うこととしました。

#### ① 放課後等デイサービス利用のルール作りについて

会議では、委員の皆様から「放課後等デイサービスは療育を目的としたサービスであるというあまり浸透していない。一定のルール作りは必要であるが、個々の家庭の状況に応じた配慮も必要だと思う」といったご意見や「放課後等デイサービスと放課後児童クラブの役割の違いを明確にする必要がある」といったご意見などをいただきました。

こうしたご意見を踏まえつつ、本部会では、平成27年4月に厚生労働省が公表した「放課後等デイサービスガイドライン」を基に、上越市における放課後等デイサービスの基本的な役割やサービス提供に当たっての基本的姿勢などの基本的事項を取りまとめ、「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」を作成しました。また、放課後等デイサービスの概要や利用申請の方法などについて、分かりやすく理解していただけるよう、「放課後等デイサービス利用ガイド」もあわせて作成しました。

※ 「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」及び「放課後等デイサービス利用ガイド」は、資料編に掲載しています。

#### ② 特別支援学校における放課後等デイサービスの実施可能性について

第1回及び第2回会議において、ニーズの有無や学校の構造など様々な観点から議論を行い、現時点では、特別支援学校において放課後等デイサービスを実施することは難しいとの結論となりました。今後は、社会情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じて検討することとします。

### 3 重心・医療ケア部会

#### (1) 開催概要

今年度は、会議を3回開催しました。日時や主な議題等は次のとおりです。

第1回	日 時	令和元年8月20日(火) 9:58~11:05
	会 場	上越市役所301会議室
	出席者	委 員:8人 市(事務局):2人
	主な議題	① 部会での取組について ② 「障害者福祉サービス施設ハンドブック」に掲載する情報骨子について ③ 意見交換

第2回	日 時	令和元年10月31日(木) 13:28~14:38
	会 場	上越市役所401会議室
	出席者	委 員:7人 市(事務局):2人
	主な議題	① 「障害者福祉サービス施設ハンドブック」に掲載する情報素案について ② 重症心身障害児者の短期入所について ③ 意見交換

第3回	日 時	令和2年1月27日(月) 10:00~11:05
	会 場	上越市役所401会議室
	出席者	委 員:6人 市(事務局):2人
	主な議題	① 重症心身障害児者の短期入所について ② 活動報告書(案)について ③ 意見交換

## (2) 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属	備考
1	平原朝子	障害児（者）相談支援センターかなや課長 （圏域相談員）	
2	佐藤恭子	センター病院相談支援事業所管理者・相談支援 専門員	
3	佐藤幸恵	新潟県立中央病院地域連携センター 医療ソーシャルワーカー	
4	新保由美	保護者	
5	福山卓	上越地域医療センター病院事務長	部会長
6	石田光	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター療育指導室長	
7	渡辺久枝	訪問看護ステーションテンダー上越 主任看護師	
8	飯塚俊子	上越地域振興局健康福祉環境部参事・地域保健 課長	

### (3) 主な協議内容

#### 【概要】

- 重心・医療ケア部会では、今年度改定を予定している「障害福祉サービス施設ハンドブック」に、基準該当施設に係る情報や各事業所が対応可能な医療的ケア等を掲載することで、利用者等に広く周知するため、利用者目線でどのような情報があればよいか、意見交換を行いました。
- また、重症心身障害児者の短期入所について、受入対象者の拡充を図るため、要件の緩和について意見交換を行いました。

#### ① 障害福祉サービス施設ハンドブックに掲載する情報について

会議では、委員の皆様から「短期入所施設の場合、医療的ケアが提供できるのが日中に限られる場合もあるので、「日中」や「夜間」欄を設けた方がよいと思う」といったご意見や「施設にどのような専門職員が配置されていて、どのような支援をしてもらえるのかが分かった方がよい」といったご意見などをいただきました。

こうしたご意見を踏まえつつ、障害福祉サービス施設ハンドブックに掲載する情報を整理しました。本部会で整理した情報については、次回の改定（令和2年4月）時に反映する予定としています。

#### ② 重症心身障害児者の短期入所について

会議では、委員の皆様から「受入対象者の拡充を行う場合、重症児スコアや強度行動障害のスコアなどの指標を活用しながら、受入れの対象者を決定していくことが望ましい」といったご意見や「それぞれの病院の得意分野を生かした受入れを行うべきではないか」といったご意見などをいただきました。

当市においては、医療行為を必要とする重症心身障害児者の短期入所に対応できる医療機関が、①さいがた医療センター、②上越地域医療センター病院の2か所であることから、受入対象者の拡充と限られた受入居室の有効活用の両立を図る必要があります。

こうしたことを踏まえ、本部会では、それぞれの医療機関の特色を生かすとともに、受入対象者の拡充と限られた受入居室の有効活用の両立を図るため、実際の事例を用いた検討も行いながら、「医療型短期入所等に係る受入基準」を作成しました。

※ 「医療型短期入所等に係る受入基準」は、資料編に掲載しています。

**【令和元年度】上越市自立支援協議会  
活動報告書  
令和2年 月**

<事務局>

上越市健康福祉部福祉課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 (代表)

E-Mail [fukusi@city.joetsu.lg.jp](mailto:fukusi@city.joetsu.lg.jp)

令和2年2月21日(金)
第3回自立支援協議会資料3
健康福祉部福祉課

【令和元年度】  
上越市自立支援協議会  
活動報告書  
～資料編～  
(案)

令和2年 月

(資料 1)

放課後等デイサービスにおける  
基本的な考え方



# 放課後等デイサービスにおける基本的な考え方

令和2年2月

## はじめに

平成 27 年 4 月、「支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要」という趣旨から、「障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めた」として、厚生労働省から「放課後等デイサービスガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）」が公表されました。

全ての子どもの最善の利益を保証し健全な育成を図るために、上越市内の全ての事業所が国ガイドラインに沿ったサービスを提供する必要があります。

しかしながら、上越市では、「預かり」を目的として月 23 日程度の利用申請がなされるなどの事案が生じており、事業所によって国ガイドラインの解釈に差が生じている可能性があります。

そこで、当部会では、国ガイドラインを基に、上越市における放課後等デイサービスの基本的な役割やサービス提供に当たっての基本的姿勢などの基本的事項を取りまとめ、「放課後等デイサービスにおける基本的な考え方」を作成しました。

各事業所において、支援の質の向上を図るためにご活用いただければ幸いです。

令和 2 年 2 月

上越市自立支援協議会こどもの居場所検討部会

## 目 次

<b>1 放課後等デイサービスの基本的役割</b> .....	<b>P 1</b>
1 放課後等デイサービスとは .....	P 1
2 放課後等デイサービスの基本的な役割 .....	P 1
<b>2 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢</b> .....	<b>P 4</b>
1 基本的姿勢 .....	P 4
2 基本活動 .....	P 6
<b>3 上越市における放課後等デイサービスの利用に当たって</b> .....	<b>P 7</b>
1 利用申請する前に確認すべき事項 .....	P 7
2 支給量（利用回数）に係る留意事項 .....	P 7
3 利用に係る相談窓口 .....	P 7
<b>(参考) 放課後等デイサービスの利用等に係る課題</b> .....	<b>P 8</b>

### ～おことわり～

本冊子は、上越市における放課後等デイサービスの基本的な役割やサービス提供に当たっての基本的姿勢などの基本的な事項を取りまとめたものです。

本冊子に記載がない事項については、国ガイドラインに沿った運営をお願いします。

# 1 放課後等デイサービスの基本的役割

## 1 放課後等デイサービスとは

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

○ 放課後等デイサービスは、単なる預かり事業ではない。

(参考) 放課後児童クラブとの違い

放課後等 デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業	子どもの能力向上のための療育支援サービス
放課後児童 クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業	児童の育成と保護者の就労を支援するサービス

## 2 放課後等デイサービスの基本的な役割

### (1) 子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

○ 障害のある子どもの状況に合わせた生活能力の向上などの支援を行うだけでなく、保護者及び関連機関への専門的支援を行うものである。

(想定される支援例)

- ・ 学校でのカンファレンス等への参加
- ・ 放課後児童クラブに対し、障害のある子どもの支援方法助言
- ・ 高校卒業後に利用する福祉事業所等に対し、サービス利用児童の特性等に関する助言

## (2) 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待される。

- 放課後等デイサービスは、地域の障害児福祉の推進を図る役割が求められている。そのため、事業所内での支援だけでなく、障害児支援の専門機関としての事業展開も期待される場所である。

（想定される支援例）

- ・ 放課後児童クラブなどを併用している子どものカンファレンス等を関係機関と協力して開催する
- ・ 地域の行事に参加し、障害児施策の周知に努める

### (3) 保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には

- ① 子育ての悩み等に対する相談を行うこと
- ② 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等を活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
- ③ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

により、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

○ 放課後等デイサービスにおいては、保護者への支援も求められる。

保護者の支援とは、「保護者の要望」をそのまま受け入れるだけというものではない。

(想定される支援例)

- ・ 子育て全般の相談にのること
- ・ 障害のある子どもの幅広い育ちに気づきを与えるなど、子育てへの自信をつけること
- ・ 学校卒業後の日中活動先の選択など、その子の状況にあわせた進路の相談などの支援をすること

○ 保護者の相談に対応するためには、事業所以外（学校、他利用事業所、家庭内の状況など）での子どもの様子も把握する必要がある。また、保護者が相談したいと思えるよう、専門知識の向上に努めることも必要である。

○ 利用回数についての適切な助言をすることも保護者支援である。保護者の「預けたい」という要望だけに目を向けてしまうと、子どもと地域との交流が減ってしまうことや、家庭で親と過ごす時間がなくなることなどが懸念される。また、18歳以上になると、原則放課後等デイサービスの利用ができなくなることから、18歳以上の過ごし方を見据えた支援計画を立てることが必要となる。

## 2 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢

### 1 基本的姿勢

放課後等デイサービスの提供に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない。

放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（＝個別支援計画）に沿って発達支援を行う。

放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むことが求められる。

また、日常的な子どもとの関わりを通じて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める。

- 保護者の要望だけを優先せず、子どもの最善の利益という視点を常に意識すること。例えば、保護者の要望でも、子どもの成長、発達、親子関係にとって客観的によくないと判断した場合、保護者との信頼関係を土台に、適切な助言をすること等があげられる。
- 放課後等デイサービスの対象は、障害のある子どもである前に、成長過程の子どもであるということを意識しなければならない。子どもの年齢、性別に合わせた発達過程を理解した上で、個別の障害特性を踏まえた支援が求められる。個別支援計画は、一人ひとりの子どもの生活や発達の課題を正確にアセスメントした上で作成されるものであり、同じものはないはずである。
- 子どもに対する支援において、子どもの自己選択、自己決定を促すことを意識すること。「禁止」や「行動抑制」ばかりのネガティブな対応ではなく、子どもの力を伸ばすような、強みに着目して対応すること。
- 子どもの発達過程を理解した支援を提供するに当たって、保護者との信頼関係を築くことは不可欠である。「保護者が何も言っていないから問題ない」という姿勢ではなく、積極的に保護者とコミュニケーションをとり、より良い成長を保護者とともに考えていく必要がある。

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。また、不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく必要がある。

- 学校との連携は必須である。教育と福祉という両輪で支援するためには、保護者の同意を得た上で、学校における個別の教育支援計画等と連動する個別支援計画を作成することが必要である。
- 不登校の子どもに対し、適切な支援へつなげるべく連携することが必要である。放課後等デイサービスは不登校支援ではなく、あくまで「授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行う」事業であることを念頭に置き、適切な支援につなげること。具体的には、子どもや保護者に寄り添いながら、学校や市などの関係団体とカンファレンスを開催するなどし、適切な不登校支援へつなげるべく連携することなどが想定される。



## 2 基本活動

「1 基本的姿勢」を踏まえ、子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせることで支援を行うことが求められる。

### ア 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

### イ 創作活動

創作活動では、表現する喜びを体験できるようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。

### ウ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

### エ 余暇の提供

子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩なプログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

○ 法定事業として、給付費で運営していることを十分に理解した活動を提供すること。例えば、「1日の半分がドライブ」、「漫然と1日中室内でのおもちゃ遊びやテレビ・DVD、ゲームをさせているだけ」、「自事業所を活用せず、近隣事業所へ遊びに行くだけ」などの支援は想定されない。

○ 地域交流の機会を提供することは、単に経験を増やすのみならず、学校卒業後の地域での生活につなげる意味がある。地域の特性などを十分に把握し、学校卒業後に子どもがその地域で生活していくために、地域で理解され、生活する場を作っていくこと。

### 3 上越市における放課後等デイサービスの利用に当たって

#### 1 利用申請する前に確認すべき事項

放課後等デイサービスが「授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業」であることを踏まえ、サービスの利用に当たっては、原則として次の要件を全て満たしているかどうか、確認した上で、申請することが求められる。

##### 【目的】

- 障害のある子どもの生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進を目的としており、単なる預かり目的のサービスではない。

##### 【利用回数】

- 子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る観点から、適切な利用回数となっていること
  - ※ 利用回数については、子どもが置かれている様々な状況を勘案して決定する必要があることから、必要に応じて市福祉課又は各総合事務所に相談すること。

#### 2 支給量（利用回数）に係る留意事項

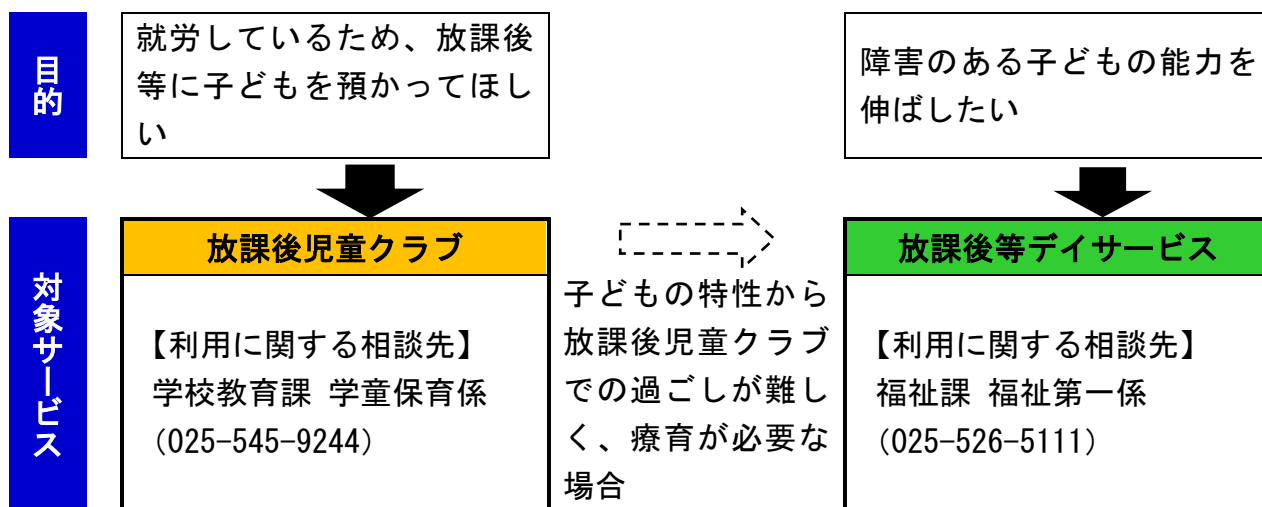
前述のとおり、放課後等デイサービスは市が実施する障害福祉サービスである。

支給量（利用回数）は、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）等に基づき、子どもの最善の利益の保障と健全な育成の観点から、最適と考えられる支給量（利用回数）を市が決定する。

したがって、支給決定された利用回数は、申請と異なる場合がある。

#### 3 利用に係る相談窓口

利用目的に応じて、次の窓口に相談すること。



### **(参考) 放課後等デイサービスの利用等に係る課題**

本ガイドラインにより、上越市における放課後等デイサービスの基本的な役割やサービス提供に当たっての基本的姿勢などの基本的事項を示したところであるが、放課後等デイサービスの利用に係る課題を始めとして、障害のある子ども等への支援に係る課題は多い。

こうした課題に対する今後の議論や取組の参考とするため、当部会において課題を整理した。

### **【部会として整理した課題】**

- ① 療育が目的でない障害児の預かり（児童の育成と保護者の就労保障）
- ② 不登校等様々な課題を有する障害児に対する将来を見据えた支援
- ③ 学校や福祉事業所への移動手段
- ④ 障害児を持つ保護者への支援
- ⑤ 福祉事業所合同の研修会の実施
- ⑥ 行動障害などにより特性の強い児童の学校（高等学校や特別支援学校）卒業後の進路
- ⑦ 将来を見据えた支援に対する教員等の意識の醸成

(資料 2)

放課後等デイサービス利用ガイド



# 【上越市】放課後等デイサービス利用ガイド

(令和2年2月現在)



## 放課後等デイサービスとは

学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する障害福祉サービスです。

## どんな子どもが利用できるの？

障害のある就学期の児童・生徒（小学校1年生～高校3年生）のうち、次のいずれかに該当する人が利用できます。手帳を持っていなくても、医師等の意見書があれば利用できます。

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・自立支援医療費受給者
- ・特別児童扶養手当等受給者
- ・難病等対象者
- ・放課後等デイサービスが必要である旨の医師等の意見（意見書や診断書による）を受けた者

## 利用できる時間は？

学校がある日の放課後（月～金曜日）：おおむね午後2時～午後6時

学校が休みの日（土日、長期休暇期間）：おおむね午前9時～午後5時

※開所日や延長利用の有無は、事業所によって異なります。

## 利用料金は？

おおむね1,000円前後

※1回当たりの利用料金は、各事業所の職員体制や送迎の有無等によって異なります。また、各事業所がおやつや昼食を提供する場合は実費となります。詳細はご利用予定の事業所にご確認ください。

※ご家庭の所得状況に応じて、負担額の上限（月額0円、4,600円、37,200円）が設定されます。

## サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用に当たっては、「利用申請」が必要です。利用申請までの流れは、別紙をご覧ください。
- ・放課後等デイサービスは市が実施する障害福祉サービスです。支給量（利用回数）は、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（案）等に基づき、子どもの最善の利益の保障と健全な育成の観点から、最適と考えられる支給量（利用回数）を市が決定しますので、支給決定された利用回数は、申請と異なる場合があります。

相談  
窓口

【放課後等デイサービスの利用に関すること】

福祉課 福祉第一係（025-526-5111）

【放課後児童クラブの利用に関すること】

学校教育課 学童保育係（025-545-9244）

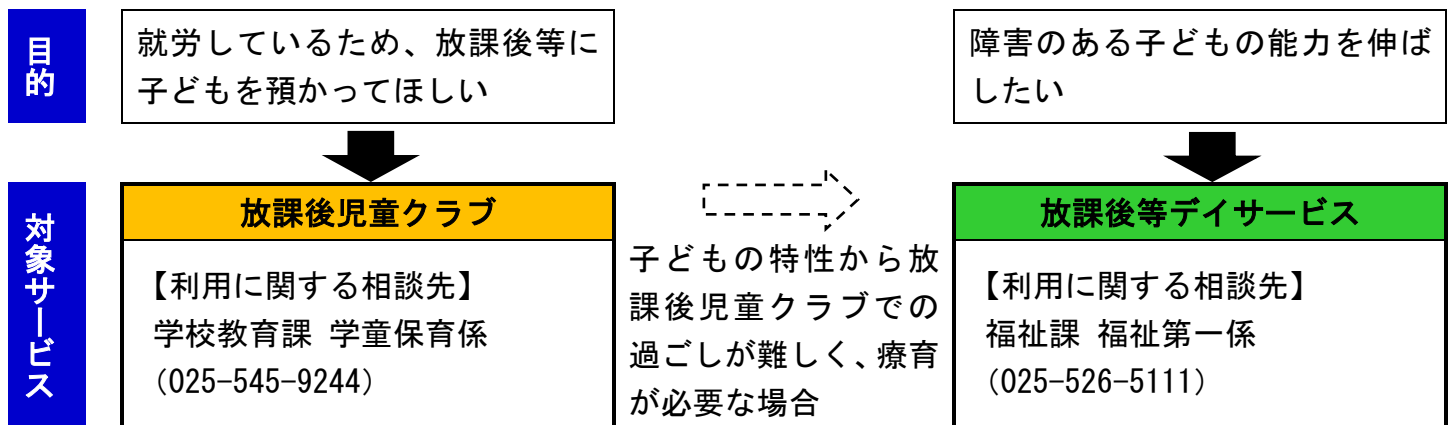
## (参考) 放課後児童クラブとの違いは？

放課後等 デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、 学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業	
放課後児童 クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子ども(特別支援学校の小学部の子どもを含む。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業	

子どもの能力向上のための療育支援サービス

児童の育成と保護者の就労を支援するサービス

### 【イメージ図】



## (参考) 市内の放課後等デイサービス提供事業所

事業所名	住所	電話番号
かなやの里更生園	上越市大字下馬場576-78	025-522-1961
放課後等デイサービスつぼみ	上越市大字下馬場576-78 (かなやの里療護園内)	025-522-1666
ぽぽの家	上越市大貫1-15-14	025-523-2033
南さくら工房	上越市大手町5-32	025-526-6060
放課後等デイサービスまた明日	上越市本町5-5-9ランドビル1階	025-522-8131
スパークハウス上越ふじまき	上越市藤巻7-35	025-523-0710
りとるらいふ「にこ」	上越市寺町2-20-1福祉交流プラザ2階	025-520-8150
りとるらいふ「ららん」	上越市石橋2-3-31	025-542-5126
りとるらいふ「もーと」	上越市石橋2-3-29	025-545-7954
ブロッサム・ジュニア 上越春日山教室	上越市春日山町3-1-21 ロイヤルパレス春日山1階	025-520-8536
つどいの郷	上越市大潟区九戸浜388-8	025-534-3972

# 放課後等デイサービスの利用までの流れ

利用者が「特別支援学校」に在籍

相談・見学

## ①【利用者（保護者）】放課後等デイサービス事業所への相談・見学（体験）

利用者が放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」）に行き、放課後等デイサービス（以下「サービス」）の相談や見学を行います。

※利用者が市にサービスの相談に来られた場合は、市はサービスの制度説明を行った後（利用目的・決定までの流れ・事業所の紹介等）、事業所にサービスの相談や見学を受けるよう案内します。

※事業所におかれましては、サービスの支援内容について説明をお願いします。また、相談・見学等の対応のうえ、サービスの利用が適切と思われる場合は、利用者に対しサービスの申請について案内をお願いします。

申請

## ②【利用者（保護者）】サービスの申請

市（福祉課・福祉交流プラザ相談窓口等）にサービスの申請書を提出します。

サービス等利用  
計画案の作成

## ③【市（福祉課）】サービス等利用計画案の作成依頼

計画相談支援事業所を決定し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。

## ④【市、計画相談支援員（以下「相談員」）】利用者に対する調査の実施

市（調査員もしくは保健師）と相談員が利用者宅（原則）を訪問し、サービス利用に係る調査を行います。

## ⑤【相談員】サービス等利用計画案の作成

利用者のサービスに対する意向や関係機関（事業所、学校等）の協議を踏まえ、相談員がサービス等利用計画案を作成します。

支給決定

## ⑥【市・相談員・関係機関】サービス等利用計画案の確認

市・相談員・関係機関（基幹相談支援事業所等）が集まり、相談員が作成したサービス等利用計画案の確認を行います。

## ⑦【市】サービスの支給決定

サービス等利用計画案を基にサービスの支給決定を行います。サービスの支給決定後に支給決定通知、及び障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」）を交付します。

※ 受給者証は市から相談員に送付し、相談員が確認のうえ利用者に渡ります

## ⑧【相談員】サービス等利用計画の作成

支給決定の内容を基にサービス等利用計画を作成し、利用者に対してサービス等利用計画の内容を説明します。

サービス利用

※ こちらはサービス利用までの通常の流れを示したものです。（状況によって流れが変わる場合があります）

※ サービスの申請からサービス等の支給決定（②から⑦）まで概ね1か月半程度の時間を要します。

# 放課後等デイサービスの利用までの流れ

利用者が「小中学校」に在籍

見学  
相談

- ①【利用者（保護者）】放課後等デイサービス事業所への相談・見学（体験）  
利用者が放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」）に行き、放課後等デイサービス（以下「サービス」）の相談や見学を行います。



申請

- ②【利用者（保護者）】サービスの申請  
市（福祉課・福祉交流プラザ相談窓口等）にサービスの申請書を提出します。
- ③【利用者（保護者）】サービスの申請について学校への連絡  
利用者（保護者）がサービスを申請したことについて、学校の担任（もしくは養護教諭）に伝えます。



サービス等利用  
計画案の作成

- ④【市（福祉課）】サービス等利用計画案の作成依頼、教育委員会への連絡  
計画相談支援事業所を決定し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。  
サービスの申請について教育委員会（学校教育課）へ連絡し、利用者の状況についての情報提供（調査票の作成）を依頼します。
- ⑤【教育委員会・学校】利用者の状況（調査票）を市（福祉課）に提出  
学校が利用者の状況（調査票）を整理し、教育委員会を通じて市（福祉課）に提出します。
- ⑥【市、計画相談支援員（以下「相談員」）】利用者に対する調査の実施  
市（調査員もしくは保健師）と相談員が利用者宅（原則）を訪問し、サービス利用に係る調査を行います。
- ⑦【相談員】サービス等利用計画案の作成  
利用者のサービスに対する意向や関係機関（事業所、学校等）の協議を踏まえ、相談員がサービス等利用計画案を作成します。



支給決定

- ⑧【市・相談員・関係機関】サービス等利用計画案の確認  
市・相談員・関係機関（基幹相談支援事業所等）が集まり、相談員が作成したサービス等利用計画案の確認を行います。
- ⑨【市】サービスの支給決定  
サービス等利用計画案を基にサービスの支給決定を行います。サービスの支給決定後に支給決定通知、及び障害福祉サービス受給者証を交付します。
- ⑩【相談員】サービス等利用計画の作成  
支給決定の内容を基にサービス等利用計画を作成し、利用者に対してサービス等利用計画の内容を説明します。



サービス利用



(資料 3)

医療型短期入所等に係る受入基準

# 医療型短期入所等に係る受入基準

令和2年2月

上越市自立支援協議会重心・医療ケア部会

## 1 趣旨

当市においては、医療行為を必要とする重症心身障害児者の短期入所に対応できる医療機関が、①さいがた医療センター、②上越地域医療センター病院の2か所であることを踏まえ、それぞれの医療機関の特色を生かすとともに、受入対象者の拡充と限られた受入居室の有効活用の両立を図るため、医療型短期入所等に係る一定の受入基準を設けるもの。



## 2 受入基準

### (1) さいがた医療センター

重症心身障害児者等のほか、「IQ35以下で歩ける又は歩行障害がある人」の受入を行う。

※ 具体的な基準は、別紙1のとおり

### (2) 上越地域医療センター病院

重症心身障害児者等のうち、主に「医療的ケアが必要な人」の受入を行う。

※ 具体的な基準は、別紙2のとおり

- 「受入基準」は、医療的ケア等に対する依存度の高さ等を客観的に評価するためのものです。しかしながら、実際の受入に当たっては、個々の障害特性や受入機関の状況（人員体制や個室の利用可否等）も勘案する必要があります。
- したがって、最終的な受入の可否については、上記受入基準を基本としながら、本人の状況や受入機関における他者への影響、個室利用の可否等を総合的に勘案して、受入機関が判断します。そのため、上記受入基準を満たしていても、受入ができない場合があります。

## 3 留意事項

- (1) 上記医療機関においては、介護者が急病等の場合に「短期入所」として受入を行うものであり、「治療」を目的とした入院とは異なります。したがって、本人の具合が悪いと受入機関が判断した場合には、受入はできません。その場合はかかりつけの病院（専門病院）に連絡してください。

### 受入ができない場合（例）

- 微熱（おおむね37度5分以上）がある場合
- てんかんの発作がおさまらない場合 など

- (2) 受入に当たっては、事前に施設見学及び医師の診断を受ける必要があります。

#### 【問い合わせ先】

- ・ さいがた医療センター 療育指導室（025-534-3131）
- ・ 上越地域医療センター病院 患者支援センター（025-523-2131）

【別紙 1】さいがた医療センターにおける重症心身障害児者等の受入基準

次のいずれかに該当する人

- ① 重症心身障害児・者（身体障害者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A の交付を受けている人）【医療型短期入所】
- ② 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分 6 に該当する人【医療型短期入所】
- ③ 療育手帳の交付を受けている人で、「大島の分類（※）」の 5、6、10、11 に該当する人【短期入所】

※ 元東京都立府中療育センターの院長であった大島一良氏により考案された分類

【大島の分類】



新規受入対象

「大島の分類」における  
重症心身障害児

※ 最終的な受入の可否については、上記受入基準を基本としながら、本人の状況や受入機関における他者への影響、個室利用の可否等を総合的に勘案して、受入機関が判断します。そのため、上記受入基準を満たしていても、受入ができない場合があります。

## 【別紙 2】上越地域医療センター病院における重症心身障害児者等の受入基準

次のいずれかに該当する人

- ① 重症心身障害児・者（身体障害者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A の交付を受けている人）【医療型短期入所】
- ② 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分 6 に該当する人【医療型短期入所】
- ③ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人で、運動機能が座位までであり、かつ判定スコア（※）が 10 点以上の人【短期入所】

※ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の別添 6 の別紙 14「超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準」の「2. 判定スコア」を指し、受入機関で判定を行います。

※ 最終的な受入の可否については、上記受入基準を基本としながら、本人の状況や受入機関における他者への影響、個室利用の可否等を総合的に勘案して、受入機関が判断します。そのため、上記受入基準を満たしていても、受入ができない場合があります。

## (参考) 超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準の判定スコア

以下の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合(※1)に、それぞれのスコアを合算する。

1	運動機能：座位まで	
2	判定スコア	(スコア)
(1)	レスピレーター管理(※2)	=10
(2)	気管内挿管, 気管切開	= 8
(3)	鼻咽頭エアウェイ	= 5
(4)	O <sub>2</sub> 吸入又は SpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が 10%以上	= 5
(5)	1回/時間以上の頻回の吸引	= 8
	6回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
(6)	ネブライザー 6回/日以上または継続使用	= 3
(7)	IVH	=10
(8)	経口摂取(全介助)(※3)	= 3
	経管(経鼻・胃ろう含む)(※3)	= 5
(9)	腸ろう・腸管栄養(※3)	= 8
	持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)	= 3
(10)	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	= 3
(11)	継続する透析(腹膜灌流を含む)	=10
(12)	定期導尿(3回/日以上)(※4)	= 5
(13)	人工肛門	= 5
(14)	体位交換 6回/日以上	= 3

※1 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とする。

※2 毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※3 (8)(9)は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※4 人工膀胱を含む

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(厚生労働省)

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000205633.pdf>) を加工して当市で作成

**【令和元年度】上越市自立支援協議会  
活動報告書～資料編～**

令和2年 月

<事務局>

上越市健康福祉部福祉課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 (代表)

E-Mail [fukusi@city.joetsu.lg.jp](mailto:fukusi@city.joetsu.lg.jp)

## 上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

### 1 概要

- 「上越市障害者福祉計画（以下、「現計画」という。）」の計画期間が令和2年度で終了することから、関係法令の規定に基づき、次期計画を策定するもので、当市においては、次の計画を一体的に策定することとします。

#### 【一体的に策定する計画】

- ① 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」
- ③ 児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」

- 策定に当たっては、現計画に基づく取組の進捗状況や当市における障害福祉サービスの現状と課題等を踏まえるほか、国が示す「基本指針(※)」に即しつつ、当市の市政運営の最上位計画である「上越市第6次総合計画」並びに福祉分野の上位計画である「上越市第2次地域福祉計画」等と整合を図ります。

※ 基本指針については、現在、厚生労働省社会保障審議会障害者部会において、見直しの議論が行われています。

#### (参考) 関係法令(抄)

##### 【障害者基本法第11条第3項】

##### 第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

##### 【障害者総合支援法第88条】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

##### 【児童福祉法第33条の20】

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 2 現計画に基づく取組の進捗状況

別紙（資料5、6）のとおり

### 3 当市における障害福祉サービスの現状と課題等

別紙（資料7）のとおり

### 4 来年度のスケジュール

別紙（資料8）のとおり

上越市障害者福祉計画 年次計画の進捗状況について

令和2年2月21日(金)  
第3回自立支援協議会資料5  
健康福祉部福祉課

施策の方向性・展開				H30年度	R1年度	R2年度
施策の柱	施策の方向性	取組の概要				
1 共生社会の実現に向けた取組の推進	① 障害を理由とする差別の解消の推進【新規】	(1)障害を理由とする差別の解消の推進	(計画)	○差別等事案の収集及び対応	○差別等事案の収集及び対応	○差別解消事案の収集及び対応
			(実績)	○イベントでの周知、窓口設置・ふくしのひろば(6/9)	○障害福祉事業所に対し、障害者差別に対する事案啓発周知	
		(計画)	○会議開催(3/13)	○会議開催(2回) ○講演会等開催	○会議開催 ○講演会等開催及び市民への周知	
			(実績)	○民生委員児童委員協議会研修会(6/5ほか) ○特別支援学校教職員研修会(7/26) ○地域共生フォーラム開催(10/16)		○地域共生フォーラム開催(10/6) ○特別支援学校保護者に対し、障害者差別解消法及び取組について周知(9/24)
	(2)権利擁護の推進	① 成年後見制度等の利用促進[充実]	(計画)	○申し立て支援等 ○制度周知		○申し立て支援等 ○成年後見制度の周知(研修会の開催等)
			(実績)	○各機関による相談対応、助言等 ○出前講座等開催(社会福祉協議会実施事業)の補助		
			(計画)	○研修会開催等		○研修会の実施 ○社会福祉協議会等との協議
			(実績)	○介護福祉健康フェア等での講座の開催		
		(計画)	○自立支援協議会での検討		○R3年度の中核機関設立に向けた事務手続き等	
		(実績)	○専門部会における検討(会議開催4回) ○中核機関設立について行政内部での検討			
		(計画)	○運営支援		○補助金交付による運営事業支援 ○研修会の開催	
		(実績)	○補助金交付による事業支援			
	② 障害者虐待防止の取組の推進	(計画)	○情報収集と対策検討・実施		○情報収集と対策の検討及び対応	
		(実績)	○虐待の通報への対応			
	(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	① 共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築【新規】	(計画)	○関係者協議		○地域に密着した相談機能の一元化及び多職種による相談体制の強化 ○多職種連携ツールの普及、研修会の開催
			(実績)	○地域福祉計画の策定 ○相談機能の一元化 ○多職種連携に関する研修会の開催		
(計画)		○関係者協議		○多職種連携についての検討や研修会の開催		
(実績)		○圏域との担当者の打合せ実施(1回) ○自立支援協議会での協議 ○精神科医療機関との意見交換会の開催				
(4)市民の意識啓発	① 共生社会実現に向けた市民等の意識啓発[充実]	(計画)	○広報誌等 ○障害者週間の取組 ○講演会等開催		○広報等による周知 ○障害者週間の取組	
		(実績)	○福祉関係事業の広報上越への掲載 ○障害者週間記念事業(公共施設等の使用料減免11/2.3) ○地域福祉計画市民説明会の開催(5/11) ○介護福祉健康フェアでの講座の開催(10/26) ○地域共生フォーラム開催(10/6)			



上越市障害者福祉計画 年次計画の進捗状況について

令和2年2月21日(金)  
第3回自立支援協議会資料5  
健康福祉部福祉課

施策の方向性・展開		取組の概要		H30年度	R1年度	R2年度	
施策の柱	施策の方向性						
2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現	(1)包括的な支援体制の整備	① 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進					
		・市内サービス事業所と連携した拠点等の整備	(計画)	○関係団体協議	○整備方針の決定	○事業者の指定(随時)	
			(実績)	○設置に向けた考え方の整理及び関係団体との協議	○整備方針を決定、公募による事業者の選定 ○3事業者を指定(9/1~)		
		② 相談支援業務の増加への対応 [充実]					
		・相談支援体制の強化、質の向上と指導者の養成	(計画)	○課題抽出と対応協議 ○ノウハウ共有		○地域における相談支援体制の強化に向けた研修会の開催 ○支援の質の向上に向けた計画相談会の開催	
			(実績)	○ケアマネジメント連絡会開催(毎月)により、課題抽出と対応について協議	○計画相談会で支援計画の点検及び支援の質の向上に向けた協議を実施(24回)		
		③ ニーズ等を踏まえた計画相談の実施					
		・ニーズに対応したサービス等利用計画作成と課題対応(高齢障害者の介護保険制度移行、長期入所・入院患者の地域移行)の促進	(計画)	○課題対応を考慮した相談		○支援の質の向上に向けた計画相談会の開催	
		(実績)	○相談対応の実施 ○介護保険移行説明会の開催(11/29)	○相談対応の実施 ○長期入院患者の地域移行に関する意見交換会の開催(12/16)			
	④ 各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施						
	・ハンドブック等による積極的な情報提供(障害特性に配慮した提供)	(計画)	○情報提供		○医療的ケアへの対応を掲載した障害福祉サービス施設ハンドブックの作成及び配布		
		(実績)	○障害福祉ハンドブック、障害福祉サービス施設ハンドブックの更新・配布				
・サービスや事業所の取組を周知する説明会等の開催	(計画)	○説明会等開催		○事業所説明会等の開催			
	(実績)	○福祉事業所合同説明会の開催(11/18)	○福祉事業所合同説明会の開催(11/16)				
(2)障害福祉サービスの充実	① 共生型サービスの円滑な導入【新規】(居宅介護等、生活介護、短期入所等の介護保険サービス事業所の活用)						
	・支援者等のスキル向上	(計画)	○勉強会開催等		○相談支援専門員を対象とした研修会等の開催 ○強度行動障害支援者養成研修会の開催		
		(実績)	○強度行動障害支援者養成研修(初級編・中級編) ○介護保険への制度移行説明会の開催(11/29)	○強度行動障害支援者養成研修会の開催(初級編・中級編)			
	・ニーズに対応した施設利用の促進(医療的ケア、自宅からの距離など)	(計画)	○施設のサービス情報の共有等		○医療的ケアへの対応を掲載した障害福祉サービス施設ハンドブックの作成及び配布		
		(実績)	○自立支援協議会専門部会にて医療的ケアについて協議(3回)				
	② グループホームの整備促進 [充実] (重度障害に対応した施設の整備を含む)						
・整備費の助成と入居支援の継続	(計画)	○整備費助成等		○整備費の助成の実施			
	(実績)	○整備費助成の実施 ・新設:2施設 ・改築:2施設	○整備費助成の実施 ・新設:2施設 ・改築:1施設				
・医療的ケアに対応できるグループホームの整備	(計画)	○施設、医療機関等との協議		○医療的ケアに対応するグループホーム建設に向けた協議の実施			
	(実績)	○重心・医ケア部会を設置し、前年度実施したアンケート結果の分析を実施	○事業所との協議 ○事業所との協議 ○医療的ケアが必要な人および保護者との意見交換会の開催 ○肢体不自由児父母の会との勉強会の開催				

上越市障害者福祉計画 年次計画の進捗状況について

令和2年2月21日(金)  
第3回自立支援協議会資料5  
健康福祉部福祉課

施策の方向性・展開				H30年度	R1年度	R2年度	
施策の柱	施策の方向性	取組の概要					
2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現(続き)	(2)障害福祉サービスの充実(続き)	③ 施設入所支援の継続		(計画)	○ 入所支援		
		・重度の障害のある人の生活の場である施設への入所支援の継続	(実績)	○入所支援 ・新規申請：18件、 ・変更申請：13件	○入所支援 ・新規申請：14件 ・変更申請：6件	○入所支援	
		④ 緊急短期入所用居室の確保		(計画)	○実施及び確保		
		・緊急相談の実施及び緊急一時避難場所の確保	(実績)	○医療機関において2床確保(委託)	○医療機関にて2床確保(委託) ○自立支援協議会専門部会で基準について協議(3回)	○医療機関にて2床確保(委託)	
		⑤ ニーズを踏まえた各種サービスの充実[充実]		(計画)	○関係団体との情報共有 ○活動費助成等		
		・ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実	(実績)	○障害者福祉団体の総会等への参加	○障害者福祉団体の総会等への参加 ○障害者福祉団体からの陳情への対応 ○特別支援学校等の保護者との意見交換会の開催	○障害者関係団体や特別支援学校児童・生徒、保護者等との情報共有	
	(3)各種助成制度の適切な運用	・補装具の適切な給付や住宅リフォーム等助成の継続	(計画)	○給付			
			(実績)	○補装具給付 ○住宅リフォーム給付	○補装具給付 ○住宅リフォーム給付	○適切な給付や助成の実施	
		① 県等の動向を踏まえた医療費助成制度の適切な運用		(計画)	○助成及び周知		
		・医療費助成による経済的負担の軽減と制度の周知	(実績)	○重度心身障害者医療費助成制度(県障) ○自立支援医療(更生医療) ○自立支援医療(育成医療) ○自立支援医療(精神通院)	○重度心身障害者医療費助成制度(県障) ○自立支援医療(更生医療) ○自立支援医療(育成医療) ○自立支援医療(精神通院)	○重度心身障害者医療費助成制度(県障) ○自立支援医療(更生医療) ○自立支援医療(育成医療) ○自立支援医療(精神通院)	
		② 県等の動向を踏まえた各種手当支給制度の適切な運用		(計画)	○支給及び周知		
		・各種手当による経済的負担の軽減と制度の周知	(実績)	○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○特別障害者手当 ○上越市在宅介護手当	○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○特別障害者手当 ○上越市在宅介護手当	○各種手当の支給及び周知 ○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○特別障害者手当 ○上越市在宅介護手当	
(4)災害時への備えの充実	① 災害時の避難体制の維持及び充実		(計画)	○維持及び充実			
	・障害者施設における災害時受入体制(福祉避難所)及び避難支援体制の整備	(実績)	○体制維持及び対象者の更新 ○人工呼吸器使用者の支援に関する保健所との情報共有	○対象者の3か月ごとの更新 ○人工呼吸器使用者の支援に関する保健所との協議	○対象者の3か月ごとの更新 ○人工呼吸器使用者の支援に関する保健所との協議		
	・ヘルプカード、安全メールの活用	(計画)	○ヘルプカードの周知等				
		(実績)	○ふくしのひろば(6/9)、事業所合同説明会(11/18)での周知、配布	○ふくしのひろば(6/8)事業所合同説明会(11/16)での周知及び配布	○ヘルプカードの周知		

上越市障害者福祉計画 年次計画の進捗状況について

令和2年2月21日(金)  
第3回自立支援協議会資料5  
健康福祉部福祉課

施策の方向性・展開				H30年度	R1年度	R2年度
施策の柱	施策の方向性	取組の概要				
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現	(1)社会参加の促進	① 移動支援の充実				
		・タクシー利用券等の助成の継続	(計画)	○タクシー利用費用の助成		○タクシー利用費用の助成
			(実績)	○配布対象者6,739人	○配布対象者	
		・福祉車両運行事業や福祉有償運送の利便性向上に向けた検討	(計画)	○検討		福祉有償運送の実施事業所拡大に向けた検討
			(実績)	○福祉有償運送運営協議会において、地域の実情について確認	○車両を保有する地域の住民組織に対して、福祉有償運送の制度説明の実施(9/26)	
		・ガイドヘルプサービスの充実	(計画)	○グループ型支援の実施		○グループ型移動支援サービスの提供
			(実績)	○グループ型移動支援サービス導入(4月) ○実施2件	○グループ型移動支援サービスの提供 ○実施6件	
		② コミュニケーション支援の充実 [充実]				
		・手話通訳者等の養成及び派遣事業の充実	(計画)	○養成講座の開催		○養成講座の開催 手話体験講座、手話通訳養成講座 ○病院や学校への手話通訳者の派遣
			(実績)	○講座開催 手話体験講座、手話通訳養成講座(入門編)、手話ステップアップ講座I・II、手話フォローアップ講座 ○病院や学校への手話通訳者の派遣	○講座開催 手話体験講座、手話通訳養成講座(基礎編)、手話ステップアップ講座I・II、手話フォローアップ講座 ○病院や学校への手話通訳者の派遣	
			(計画)	○手話の普及に向けた周知		
		・手話の普及に向けた取組の推進	(計画)	○講演会への手話通訳者等の派遣。		○手話の普及に向けた周知
	(実績)		○イベント会場や放課後児童クラブなどでの手話体験講座の開催、手話サークルへの加入促進運動を実施			
	・ニーズに合った用具の給付	(計画)	○給付及び用具の充実		○コミュニケーション支援のための給付	
		(実績)	視覚障害者用ポータブルレコーダー、情報・通信支援用具、聴覚障害者用情報受信装置など	視覚障害者用ポータブルレコーダー、情報・通信支援用具、聴覚障害者用情報受信装置など		
	③ スポーツや文化活動等余暇活動の支援					
	・ユニバーサルデザイン指針に基づく施設整備の推進	(計画)	○ユニバーサルデザイン指針の順守		○ユニバーサルデザイン指針の順守	
		(実績)	○指針の順守			
	・多くの人と交流できる場の確保	(計画)	○各種団体の後援等の協力		○各種団体の後援等の協力	
		(実績)	○福祉関係イベントの後援等	○福祉関係イベントの後援等		
(2)日中活動の充実	① 地域活動支援センターの充実 [充実]					
	・三障害に対応した日中活動の場の充実	(計画)	○地域活動支援センターの運営、周知等の支援		○地域活動支援センターの運営、周知等の支援	
		(実績)	○地域活動支援センターの運営補助:3か所	○地域活動支援センターの運営補助:3か所		
	② 日中活動系サービスの利用促進					
・事業所の周知等	(計画)	○イベントでの紹介等 ○説明会等開催	○イベントでの紹介等 ○説明会等開催	○イベントでの紹介等 ○説明会等開催		
	(実績)	○福祉事業所合同説明会の開催(11/18)	○福祉事業所合同説明会の開催(11/16)			

上越市障害者福祉計画 年次計画の進捗状況について

令和2年2月21日(金)  
第3回自立支援協議会資料5  
健康福祉部福祉課

施策の方向性・展開				H30年度	R1年度	R2年度	
施策の柱	施策の方向性	取組の概要					
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現(続き)	(3)当事者活動の促進	① 当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援					
		・障害者団体の会員確保に関する支援	(計画)	○障害者団体の活動の周知等協力			○障害者団体の活動の周知等協力
			(実績)	○周知活動への協力 ・周知チラシ等の市窓口での配布 ・イベントでの周知	○周知活動への協力 ・周知チラシ等の市の窓口での配布 ・イベントでの周知		
		② ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援					
・サポートが必要な人への確実な情報提供	(計画)	○周知等協力			○障害のある人の活動に対する周知等の協力		
	(実績)	○周知活動への協力 ・当事者が参加した圏域フォーラム開催への協力	○周知活動への協力 ○当事者がパネリスト 医療・健康福祉市民フォーラムの開催 (10/20)				
4 就労の支援と定着の促進	(1)一般就労の促進	① 就労移行支援事業等の利用促進【新規】					
		・就労意欲を持つ在宅の障害のある人に対する就労支援	(計画)	○訪問、支援制度の紹介等 ○意向調査等	○訪問、支援制度 ○意向調査等	○ジョブサポーターによる一般就労に向けた支援の実施	
			(実績)	○ジョブサポーターによる一般就労に向けた支援の実施	○ジョブサポーターによる一般就労に向けた支援の実施 ○新規相談者開拓のため出前サロンの開催(柿崎区)		
		・特別支援学校生徒の進路選択に関する説明等	(計画)		○説明会等	○学校、事業所、支援者向けの説明会及び学習会の開催	
			(実績)	○高田特支保護者向け進路講演会(6/29) ○高田特支教職員向け研修会(8/2)	○合同事業所説明会の開催 (11/16)		
		② 就労定着支援【新規】					
		・障害者就業・生活支援センターの活用と就労移行支援事業所との連携強化	(計画)	○情報共有と課題対応			○障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所との意見交換会の開催
			(実績)	○定期的な打合せによる情報共有及び課題対応	○障害者就業・生活支援センターとの2か月ごとに情報共有、課題対応について協議→出前サロンの開催へ		
		③ 就労先の拡大(農業分野を含む) [充実]					
		・産業界や関係機関との連携強化と作業受託の実績をいかした就業活動の支援	(計画)	○関係機関と連携した開拓等			○商工会議所などへの障害者就労についての説明および意見交換の実施
(実績)	○作業受託先の農業者への就労(1人)						
④ 市民や企業の意識啓発(障害を理由とする差別の解消)【新規】							
・障害者雇用の理解促進、各種支援制度の周知	(計画)	○イベントでの紹介等			○市民への啓発事業の実施		
	(実績)	○地域共生フォーラム開催(10/6)およびパネル展示による周知	○福祉・介護・健康フェアの開催(10/26)				

上越市障害者福祉計画 年次計画の進捗状況について

令和2年2月21日(金)  
第3回自立支援協議会資料5  
健康福祉部福祉課

施策の方向性・展開				H30年度	R1年度	R2年度
施策の柱	施策の方向性	取組の概要				
4 就労の支援と定着の促進(続き)	(2)福祉的就労の促進	① 就労継続支援の拡充 [充実]				
		・産業界や関係機関と連携した受注機会の拡大	(計画) (実績)	○イベントでの紹介等 ○地域共生フォーラム開催(10/6)およびパネル展示による周知	○福祉・介護・健康フェアの開催(10/26)	○商工会議所などへの障害者就労についての説明および意見交換の実施
		・受託作業の拡大(農業分野を含む)	(計画) (実績)	○農作業開拓等 ○農作業受託の拡大(委託) ○障害者交流促進モデル事業の実施:2事業所	○モデル事業の実施等 ○農作業受託の拡大(委託) ○障害者交流促進モデル事業の実施:3事業所	○商工会議所などへの障害者終了についての説明および意見交換の実施 ○受託作業の拡大
5 障害児支援体制の整備	(1)児童発達支援センターの設置	① 児童発達支援センターの設置【新規】				
		・児童発達支援センターの設置(通所児童発達支援の提供)	(計画) (実績)	○方針決定	○H31.4月:児童発達支援事業所3事業所開設	○児童発達支援事業所との意見交換会の開催 ○児童発達支援に係る連携システムの構築
		・保育所等訪問支援の実施	(計画) (実績)	○方針決定 ○市独自で保育所等への訪問を別途実施	○保育所等訪問支援の実施(こども発達支援センター)	○保育所等訪問支援の実施(こども発達支援センター)
	(2)重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実	① 重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保【新規】				
		・医療機関等と連携した児童発達支援の実施	(計画) (実績)	○ニーズ把握 ○重心・医ケア部会を設置し、前年度実施したアンケート結果の分析を実施	○関係機関との協議 ○H31.4月:医師の判断等に基づいた児童発達支援事業を開始 ○児童発達支援事業所との意見交換の開催	○児童発達支援事業所との意見交換会の開催 ○児童発達支援に係る連携システムの構築
		・医療機関等と連携した放課後等デイサービスの実施	(計画) (実績)	○実施 ○重心・医ケア部会を設置し、前年度実施したアンケート結果の分析を実施	○自立支援協議会専門部会において医療的ケアについて協議(3回)	
	(3)医療的ケア児支援体制の確保	① 医療的ケア児支援のための協議の場の設置【新規】				
		・医療・療育専門機関と連携した協議の実施	(計画) (実績)	○協議の場の設置 ○重心・医ケア部会を設置し、前年度実施したアンケート結果の分析を実施	○自立支援協議会専門部会において協議(3回) ○次年度のハンドブックへの反映及び多職種連携について方針決定	○医療的ケアの対応を掲載した施設ハンドブックの作成及び配布 ○多職種連携研修会の開催
② 医療的ケア児支援体制の充実[充実]						
・医療的ケア児も利用可能な障害福祉サービスの確保		(計画) (実績)	○事業所協議等 ○重心・医ケア部会を設置し、前年度実施したアンケート結果の分析を実施	○自立支援協議会専門部会において協議(3回) ○次年度のハンドブックへの反映 ○多職種連携研修会の開催(4回)	○医療的ケア児(者)にも対応したグループホーム建設に向けた協議 ○事業所の看護職を対象とした意見交換会の開催	
	・支援員の医療的なスキルの向上	(計画) (実績)	○研修周知等 ○喀痰吸引、医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の周知	○多職種連携についての研修会の開催(4回) ○多職種による連携ツールの活用開始 ○喀痰吸引、医療的ケア時等コーディネーター養成研修会の周知		

上越市障害者福祉計画 成果目標の達成状況について(経過報告)

目標の項目	目標年度	目標値	R1年12月末時点		R1年12月までの状況等		
			実績値	達成状況			
(1)施設入所者の地域生活への移行	[※参考値] 施設入所者数	R2年度	211人	208人	—	R1年度は、1人が地域生活に移行し、自宅から就労訓練施設へ通所している。	
	削減数	R2年度	0人(0%)	3人(1.4%)	—		
	地域生活移行者数	R2年度	5人(2.4%)	1人(0.5%)	—		
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場	R2年度	有	有	○	R1年度から開始した「上越市版地域包括ケアシステム構築」に向けた取組。自立支援協議会及び精神科医療機関との意見交換会の開催。	
(3)地域生活支援拠点等の整備		R2年度	有	有	○	R1年度公募し、9月1日付で3事業所を指定。	
(4)福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設から一般就労への移行	R2年度	21人(100%)	11人(52.3%)	—	達成は難しい状況であるが、就労移行支援サービスの利用終期が3月末に集中していることから、一般就労への移行者数の増加が見込まれる。	
	②就労移行支援事業所の利用者数	R2年度	108人(100%)	100人(92.6%)	—	今後の新規利用者の増加により、概ね目標値と同程度の利用実績となる見込み。	
	③就労移行率3割以上の事業所の割合	就労移行支援事業所の数	R2年度	12か所	12か所	—	12月末現在においてサービス終了者がいない事業所が4事業所ある。就労移行支援サービスの利用終期が3月末に集中していることから、移行率3割以上の達成事業所数について変動が見込まれる。
		就労移行率3割以上の事業所の割合	R2年度	6か所	4か所	—	
	④就労定着支援利用による職場定着率	[※参考値] 就労定着支援新規利用者数	H30年度	21人	3人	—	福祉事業所から一般就職をした人のうち、すべての人が就労定着支援サービスを希望するものではなかったことから、新規の利用者は3人であった。 就労定着支援サービス利用総数11人のうち1人は退職となり、障害福祉サービス(就労継続支援B型)を再度利用しているもの。
		職場定着者数	R1年度	21人	6人	—	
			R2年度	17人(81.0%)	10人/11人	○	
	⑤一般就労先の拡大(上越市単独成果目標)	新規障害者雇用開始企業数	30年度	1社以上	2社	○	市内の1事業者(土木業)において新たに障害者雇用を開始し、ジョブサポーター支援対象者1人が就労した。引き続き、ジョブサポーターによる支援を行う。
			R1年度	H30年度からの累計が3社以上	1社	○	
			R2年度	H30年度からの累計が5社以上			
(5)障害児支援の提供体制の整備等	①障害児支援の提供体制	児童発達支援センターの設置数	R2年度	1か所	3か所	○	H31.4月に3事業所開設。
		保育所等訪問支援の提供体制の整備	R2年度	1か所	1か所	○	こども発達支援センターにおいて保育園等訪問支援を実施
		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	R2年度	1か所	無	—	児童発達支援センターについては、H31.4月に3事業所が開設したところであり、重症心身障害児を支援する事業所を確保できるよう、今後児童発達支援事業所等との意見交換を行う予定。
		主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	R2年度	2か所	2か所	○	市内の2事業所において、主に重症心身障害児を対象に、放課後等デイサービスを提供している。
	②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	H30年度	有	有	○	自立支援協議会専門部会で協議	

## 上越市における障害福祉サービスの現状と課題等について

### 1 概要

- 1月30日(木)に、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などの職員で構成される実務担当者会議を開催し、上越市における障害福祉サービスの現状や課題等について意見交換を行いました。

### 2 実務担当者会議の構成員

(敬称略)

	氏名	所属	備考
1	田原早苗	上越障害者相談支援事業所主任(圏域相談員)	
2	平原朝子	障害児(者)相談支援センターかなや課長 (圏域相談員)	
3	江口義幸	株式会社リボン本部長	
4	片桐友紀	社会福祉法人みんなでいきる 障害福祉事業部長	会長
5	高野黄治	社会福祉法人上越あたご福祉会 特別養護老人ホーム 上吉野愛宕の園事務長	
6	田邊信	社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会 統括施設長	
7	福山卓	上越地域医療センター病院事務長	副会長
8	矢島真太郎	新潟県立吉川特別支援学校教諭 進路指導主事	

### 3 実務担当者会議で抽出した主な課題

	項目
1	福祉事業所や介護事業所職員のスキルアップ
2	障害児に対する保育士の対応能力の向上
3	事業所を超えた研修の実施
4	福祉人材の確保
5	訪問看護サービスにおける障害児の受入れ拡大
6	行政・事業所・当事者などの多職種間の円滑な連携
7	学校(高等学校や特別支援学校)卒業後の福祉との連携

## 令和2年度のスケジュール（案）

### 1 全体会議

#### ■ 第1回協議会（5月頃）

- ・ 「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（以下「計画」という。）」に係る基本的な考え方について

#### ■ 第2回協議会（7月頃）

- ・ 計画における基本理念について

#### ■ 第3回協議会（10月頃）

- ・ 計画（素案）について

#### ■ 第4回協議会（12月頃）

- ・ 計画（案）について

<パブリックコメント（1月～2月）>

#### ■ 第5回協議会（2月頃）

- ・ 計画（最終案）について
- ・ 来年度の活動内容について

### 2 専門部会

計画の改定に伴い、全体会議の開催回数が増えることから、専門部会は開催しない。



## 障害福祉に係る事業の見直しについて

### 1 概要

- 昨年度福祉分野の上位計画となる「上越市第2次地域福祉計画」を策定し、現在、本計画の基本理念に掲げる「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」に向け、障害のある人、子ども、高齢者、子育て中の人など、全ての人を対象とした「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めている。
- 昨年9月より、市内の3つの法人から、「地域生活支援拠点等」を運営していただいております。障害のある人に関する常時の相談や緊急短期入所への対応等が拠点等においても対応可能となった。
- こうした障害福祉に係る当市の状況の変化等を踏まえ、現在市が実施している事業について、来年度から見直しを行うもの。

### 2 見直しを行う事業

別紙1のとおり

### 3 実施日

令和2年4月1日

※ 令和2年3月31日（今年度末）までは、委託等を継続していますので、利用することができます。

【別紙1】見直しを行う事業

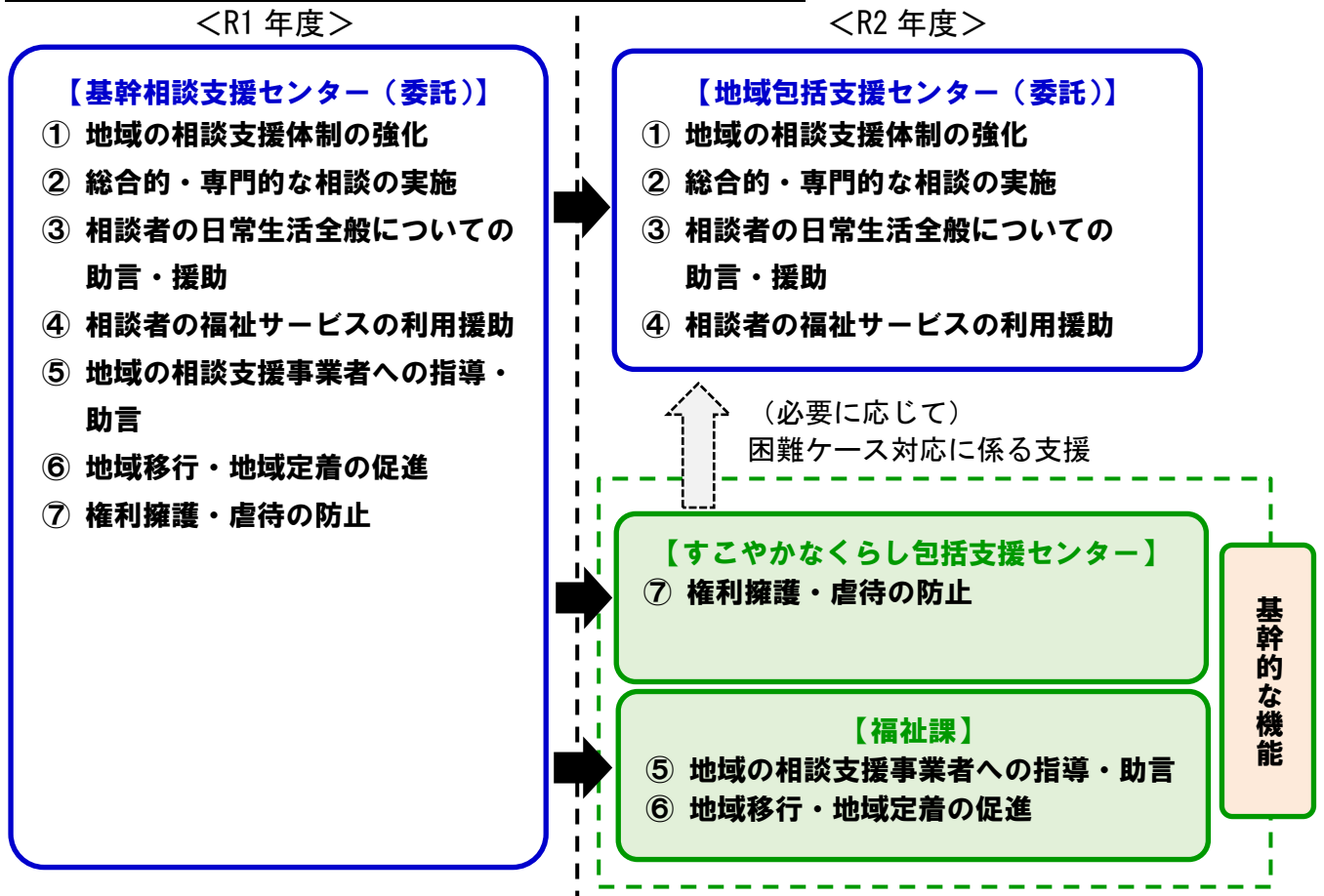
	事業名	事業の概要	区分	見直し内容・理由
1	基幹相談支援センター運営事業【委託事業】	障害のある人の総合相談、支援等を行う基幹相談支援センターの運営	見直し	地域における相談体制の更なる機能強化を図るため、これまで基幹相談支援センターで担っていた機能の見直しを行う。 ※ 詳細は別紙2のとおり
2	上越市あんしん生活支援事業【委託事業】	24時間の相談対応や緊急時のショートステイ	廃止	<p>地域生活支援拠点等における機能と大部分が重複するため</p> <p>県の事業終了を踏まえたもの</p> <p>過去の実績から当該事業の該当者（本事業を例外的に適用していた人を除く）はなく、今後も利用が見込まれないため</p> <p>障害福祉サービス（重度訪問介護）の制度改正により、当該サービスで同様の支援が可能となったため</p>
3	障害者緊急短期入所用居室確保事業【委託事業】	障害のある人を自宅で介護する人が、緊急的な事情等により介護できない場合に短期入所として受け入れ		
4	上越市地域生活移行促進事業補助金	グループホームの新規開設に伴う初度設備整備等に係る費用の一部を補助		
5	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障害のある人に対し、必要に応じてヘルパーを派遣し、生活支援や家事援助を行う。		
6	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	重度障害のある人が入院した際に、医療従事者との円滑なコミュニケーションを図られるよう、また、退院後の生活にスムーズに移行できるようヘルパーを医療機関に派遣するための費用を支給		

【別紙 2】 地域における相談体制の見直しについて

上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、これまで基幹相談支援センターで担っていた機能を見直し、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの業務に、障害のある人や生活困窮者等の相談機能を付加し、地域における相談体制の更なる強化を図る。

※ 現在、関係予算を令和2年第1回（3月）市議会定例会に上程しているため、最終決定は、市の令和2年度予算成立後となります。

① 基幹相談支援センター運営事業の見直し（イメージ）



② R2 年度以降の地域における相談体制（イメージ）

